

愛媛県青少年保護審議会専門委員要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、愛媛県青少年保護条例(昭和42年愛媛県条例第20号 以下「条例」という。)第16条第1項ただし書きに規定する専門委員(以下「専門委員」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門委員の設置)

第2 審議会に専門委員を置く。

2 専門委員は、青少年保護審議会長(以下「会長」という。)及び青少年保護審議会委員のうちから、会長が任命した者とする。

3 専門委員の定数は、4人とする。

4 専門委員の任期は、青少年保護審議会委員の任期と同一とする。

(権限の委任)

第3 審議会は、次に掲げるものに係る指定及び条例の実施に関し必要な事項の調査審議の事務を専門委員に委任する。

(1) 条例に基づく指定の認定基準に該当する週刊誌及びその他の雑誌類で図書発行所から定期又は随時に発行されるもので販売回転が早いもの

(2) 条例に基づく指定の認定基準に該当する興行で業者の番組変更等により緊急の対応を必要とするもの

(3) その他、青少年の保護育成について、緊急の対応を必要とするもの

(4) 条例の改正にあたっての事前協議

(専門委員会の設置)

第4 専門委員は、専門委員会を設けて運営するものとし、委員会には委員互選による代表専門委員を置く。

(会議)

第5 専門委員の会議は、代表専門委員が招集する。

2 会議の議事は、専門委員の過半数をもって決する。

(報告)

第6 専門委員会で協議、決定した事項は、次期青少年保護審議会に報告するものとする。ただし、特別の事情により、次期青少年保護審議会への報告によりがたい場合は、各青少年保護審議会委員への文書による報告をもって、かえることができるものとする。

(庶務)

第7 専門委員会の庶務は、保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか専門委員に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和52年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。